

芸術文化公演再開緊急支援事業補助金交付要綱

令和2年6月30日 文化スポーツ局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年5月14日公益社団法人全国公立文化施設協会)(以下、「ガイドライン」という。)を遵守し、かつ適切な感染拡大予防対策を講じながら芸術文化公演等の開催をする使用者の施設使用料を減免した施設に対して、予算の範囲内で補助金を交付するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付等に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 劇場、音楽堂等とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術(実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能)の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させること目的とするもの(他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業又は性風俗関連特殊営業を行うものを除く)をいう。
- (2) 施設使用者とは、対象施設にて実演により表現される音楽、舞踊、演劇、古典芸能、演芸その他の芸術及び芸能の公演またはそれに伴う練習を行う者のことをいう。
- (3) 施設使用料とは、対象施設において定める通常の料金のことをいう。

(補助金交付対象施設)

第3条 本補助事業の交付対象となる施設(以下「対象施設」という。)は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 神戸市内に所在する施設であること。
- (2) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条に規定する「劇場・音楽堂等」に合致する施設であること。
- (3) 固定された座席及び舞台を設置していること。

- (4) 貸館として広く一般に供されていること。
- (5) 収容人数100人以上の施設であること。
- (6) ガイドラインを遵守し、適切な感染拡大予防策を講じ運営されていること。
- (7) 対象施設として公益財団法人兵庫県芸術文化協会へ登録されている施設であること。
- (8) 本事業に基づき施設を使用する者に対して、使用料を減免する施設であること。

(減免申請対象者)

第4条 施設使用者は次の各号の要件をすべて満たす場合、本補助事業による施設使用料（附属設備使用料を除く。以下「施設使用料」とする。）の減免を減免申請書（様式第1号）により申請することができる。

- (1) 対象施設において実演により表現される音楽、舞踏、演劇、古典芸能、演芸その他の芸術及び芸能の公演またはそれに伴う練習のうち、令和2年7月1日から令和3年2月28日の間に実施または実施予定のもの。
 - (2) 貸館事業であること。
 - (3) ガイドラインを遵守し、適切な感染拡大予防策を講じ実施されること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または第6号に規定する暴力団員が役員もしくは代表者として、もしくは実質的に経営に関与している者その他暴力もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者以外の者であること。
- 2 対象施設は、施設使用者が本補助事業による施設使用料の減免の申請が可能と知ったときは、速やかに施設使用者に知らせなければならない。
 - 3 対象施設は、施設使用者から本補助事業による施設使用料の減免の申請があったとき、減免協議書（様式第2号）と減免申請書の写しにより、速やかに市長と協議するものとする。
 - 4 市長は対象施設から協議の依頼があったとき、その内容を審査し、適当と認める場合は、減免決定通知書（様式第3号）により、速やかに対象施設へ通知するものとする。
 - 5 対象施設は、本事業の支援を受けた公演等の終了後、速やかに減免報告書（様式第4号）を作成させ、提出させなければならない。
 - 6 対象施設は、報告書の記載内容に相違がないか確認し、事実と異なる記載があ

る場合は修正を求め、それに応じない場合は受領してはならない。

7 市長は、報告書が次の要件に該当する場合、減免を取り消し、対象施設に補助金交付の取り消し及び補助金の返還請求を行うものとする。

(1) 別に定める期日までに、提出がないもの。

(2) 第1項各号のうち、いずれかを満たしていないもの。

(3) 虚偽の事項を記載しているもの。

(対象経費)

第5条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和2年7月1日から令和3年2月28日の間に実施される公演のうち、対象施設が使用料を減免した額の合計とする。

(補助金の額)

第6条 市長は、対象施設へ施設使用者が本来支払うべきであった施設使用料の市立施設においては2分の1、その他の施設は4分の1を補助する。ただし、補助の金額は施設使用者につき市立施設においては1日50万円、その他の施設は1日25万円を上限とする。

2 前項の規定により得た金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 対象施設は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、別に定める期日までに、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（様式第5号）

(2) 芸術文化公演再開緊急支援事業 所要額調べ（様式第6号）

(3) 芸術文化公演再開緊急支援事業 登録施設一覧（様式第7号）

(4) 施設の会場座席数、舞台客席の図、施設使用料金を示す資料

(5) 市町で独自の減免基準がある場合はそれが記載された書類

(6) 施設の新型コロナウイルス他感染拡大予防ガイドライン又はこれに準ずる書類

(7) その他市長が定める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条により提出された書類を審査のうえ補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第8号）により対象施設に通知する。

2 市長は、前項の補助金交付決定にあたり、条件を附することができる。

3 市長は、審査の結果不相当と認めるときは、補助金不交付決定通知書（様式第9号）により対象施設に速やかに通知するものとする。

（補助事業の変更）

第9条 対象施設は、前条の規定により決定された金額から増額及びその他の事由の変更があり、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、別に定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）補助金変更交付申請書（様式第10号）

（2）補助金変更所要額調べ（様式第11号）

（3）その他市長が定める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第12号）により、対象施設に通知するものとする。

（実績報告等の提出）

第10条 対象施設は、当該補助事業の完了後、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を別に定める期日までに市長まで提出しなければならない。ただし、毎月の施設使用料減免等実績及び予約状況については当該月の翌月の定める日までに毎月市長まで報告しなければならない。

（1）実施状況一覧（様式第13号）

（2）施設別減免等実績（様式第14号）

（3）施設利用者から提出のあった減免報告書の写し、または減免申請書の写し

（補助金の請求）

第11条 対象施設は、令和2年7月から令和2年9月分及び令和2年10月から令和2年12月分について補助金の交付を受けようとするときは別に定める期日までに、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。ただし、下記第2号から第4号については、前条第1項の規定により提出したものから変更がない場合は提出を省略することができる。

（1）補助金請求書（様式第15号）

（2）実施状況一覧（様式第13号）

（3）施設別減免等実績（様式第14号）

（4）施設利用者から提出のあった減免報告書の写し、またはこれに準ずる書類

2 市長は、前項により提出された書類を審査のうえ対象施設に支払うものとする。

(交付額の確定)

第12条 市長は、事業完了後、対象施設より第10条に掲げる令和3年2月次の報告に基づき、補助金規則第16条により補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書(様式第16号)により対象施設に通知する。

2 前項の通知を受けた対象施設は、速やかに補助金請求書(様式第17号)及び次に掲げる書類を市長に提出し、市長はこれに基づき補助金を支払うものとする。ただし、下記第2号から第4号については、第10条第1項の規定により提出したものから変更がない場合は提出を省略することができる。

(1) 補助金請求書(様式第17号)

(2) 実施状況一覧(様式第13号)

(3) 施設別減免等実績(様式第14号)

(4) 施設利用者から提出のあった減免報告書の写し、またはこれに準ずる書類

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金交付申請及び請求の内容に虚偽または不正があったときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第18号)により、対象施設に対して速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、既に交付した補助金の全部または一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 前条の規定により、補助金交付決定が取り消されたとき。

(2) 補助金規則第10条または第19条により、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消されたとき。

(加算金及び遅延利息)

第15条 第8条の規定による補助金交付決定を受けた者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、補助金規則第21条に定める方法により算定した加算金及び遅延利息を市に納付しなければならない。

2 前項の加算金及び遅延利息に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、主

管局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 2 年 6 月 30 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 12 月 4 日から施行する。

第 号
年 月 日

神戸市長 様

住 所

団体名

代表者

印

芸術文化公演再開緊急支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け神文文交第 号で交付決定のあったみだしの事業の内容を下記のとおり変更し、補助金 円の交付を受けたいので承認願いたく申請します。

記

1. 変更の理由

2. 添付書類

- (1) 補助金変更所要額調べ (様式第 8 号)
- (2) その他市長が定める書類

市町名	
-----	--

施設名称	ホール区分	1月			2月			合計(7~2月)		
		件数	本事業以外の事由による減免後の額の計(円)	補助金所要額の計(円)	件数	本事業以外の事由による減免後の額の計(円)	補助金所要額の計(円)	件数	本事業以外の事由による減免後の額の計(円)	補助金所要額の計(円)
計										

=申請額

芸術文化公演再開緊急支援事業 変更所要額調べ

変更申請簡易用

ホール名

※「芸術文化公演再開緊急支援事業の実施期間延長について(通知)」(令和2年12月3日付け兵庫県企画県民部知事公室芸術文化課長事務連絡)により変更する場合

7月	8月	9月	10月	11月
報告済みの 補助金所要額(円)	報告済みの 補助金所要額(円)	報告済みの 補助金所要額(円)	報告済みの 補助金所要額(円)	報告済みの 補助金所要額(円)

12月(見込)		1月(見込)		2月(見込)		合計(7月~2月)
件数	補助金所要額(円)	件数	補助金所要額(円)	件数	補助金所要額(円)	補助金所要額(円)
						0

神 文 文 交 第 号
年 月 日

様

神戸市長

芸術文化公演再開緊急支援事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け第 号で申請のあったみだしのことについては、下記のとおり変更して
交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の額

変更後の事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助金の額 円

今回増額決定額 円

2. 交付条件

補助金交付の条件等については、年 月 日付け神文文交第 号芸術文化公演再開緊急
支援事業補助金交付決定通知書に記載のとおりとする。

芸術文化公演再開緊急支援事業 施設別減免等実績

(月分報告)

施設名称

市町名

神戸市

(注1)施設毎、ホール別に作成すること。

(注2)当月における減免等実績を記載すること。

(注3)「減免等報告書番号」には、添付する使用料減免等報告書(様式第4号)に記載の番号を記載すること。

(注4)前月以前の実績に変更があった場合は、その都度添付する使用料減免等報告書(様式第4号)とあわせて提出すること。

ホール区分		ホール		使用料(円)			減免報告書番号
No.	時間区分	開催日	条例等の規定による額	本事業以外の理由による減免等後の額	左記減免等事由	本事業による減免額	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
ホール計			0	0		0	
件数							

ホール区分		ホール		使用料(円)			減免報告書番号
No.	時間区分	開催日	条例等の規定による額	本事業以外の理由による減免等後の額	左記減免等事由	本事業による減免等額	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
ホール計			0	0		0	
件数							

年 月 日

神戸市長 様

住所
連絡先
団体名
代表者名

印

芸術文化公演再開緊急支援事業 補助金請求書
(~ 月分実績)

金 円

補助金交付決定額 円
今回請求額 円

年 月 日付け神文文交第 号で交付決定のあったみだしの事業について、上記のとおり請求します。

(添付書類)

- (1) 実施状況一覧 (様式第 13 号)
- (2) 施設別減免等実績 (様式第 14 号)
- (3) 施設利用者から提出のあった減免報告書の写し

(振込口座)

債権者登録番号 (神戸市の債権者として登録されている場合) :

銀行名及び支店名 :

預金種目 :

口座番号 :

口座名義 (カナ) :

神 文 文 交 第 号
年 月 日

様

神戸市長

芸術文化公演再開緊急支援事業補助金額確定通知書

みだしのことについて、下記のとおり補助金を確定したので通知します。

記

1 確 定 額 金 円

年 月 日

神戸市長 様

住所
連絡先
団体名
代表者名

印

芸術文化公演再開緊急支援事業 補助金請求書

金	円
補助金確定額	円
既受領額	円
今回請求額	円

年 月 日付け神文文交第 号で交付決定のあったみだしの事業について、上記のとおり請求します。

(添付書類)

- (1) 実施状況一覧 (様式第 13 号)
- (2) 施設別減免等実績 (様式第 14 号)
- (3) 施設利用者から提出のあった減免報告書の写し

(振込口座)

債権者登録番号 (神戸市の債権者として登録されている場合) :

銀行名及び支店名 :

預金種目 :

口座番号 :

口座名義 (カナ) :

神 文 交 交 第 号
年 月 日

様

神戸市長

芸術文化公演再開緊急支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で決定したみだしのことについて、取り消しますので通知します。

芸術文化公演再開緊急支援事業（兵庫県、神戸市、（公財）兵庫県芸術文化協会）

新型コロナウイルス感染症対策にかかる（施設名）

施設使用料減免（減額）申請書

（施設名）館長 様

申請者住所

申請団体名・代表者名

申請者名

TEL

利用許可年月日	令和2年 月 日 第 号
日時	令和2年 月 日()1日・半日(AM・PM)・ 公演・練習
	令和2年 月 日()1日・半日(AM・PM)・ 公演・練習
	令和2年 月 日()1日・半日(AM・PM)・ 公演・練習
利用施設の名称	利用ホール
	利用予定人数
	(定員 名) 名
	※来場者による大声での歓声、声援、歌唱等がないことを前提としうる公演については、必要な感染防止策を講じることで、収容率100%以内とすることが可能です。
事業名	
事業内容	
新型コロナウイルス感染症防止策 (公演主催者) 該当するものを レチェック	「劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 感染症予防について来場者への周知 <input type="checkbox"/> 入場時の対応（発熱・咳等症状の確認、入場時の混雑緩和等） <input type="checkbox"/> 来場者（公演関係者含む）の氏名・連絡先の把握 <input type="checkbox"/> 会場内の予防策（マスク着用義務、会話抑制等） <input type="checkbox"/> 席の配置（舞台前から十分な距離（2m）をとる） <input type="checkbox"/> その他必要な措置
注意事項	事業実施の際は、印刷物（ポスター、チラシ、プログラム）や会場表示等に「 <u>芸術文化公演再開緊急支援事業（兵庫県、神戸市、兵庫県芸術文化協会）</u> 」により実施している旨表示してください。
備考	

条例等の規定による額	本事業以外の事由による減免後の額	減免額	本人負担額

※虚偽の内容を記載した場合や、芸術文化公演再開緊急支援事業補助金要綱第4条第1項に定める減免対象を満たさなくなった場合は減免を取り消し、通常の施設使用料を請求します。

第 号
年 月 日

神戸市長 様

住 所
団体名
代表者

芸術文化公演再開緊急支援事業にかかる減免申請協議書

下記のとおり減免申請があったため、協議いたします。

記

1. 申請件数
計 件
2. 添付書類
(1) 施設使用料減免（減額）申請書（写し）

(公 印 省 略)
神 文 文 交 第 号
年 月 日

様

神戸市長

芸術文化公演再開緊急支援事業にかかる施設使用料減免決定通知書

令和2年 月 日付け第 号にて使用許可等に関する基準に基づき協議を受けました件
について下記のとおり回答いたします。

記

1. 減免を認めるもの

計 件

(理由)

芸術文化公演再開緊急支援事業補助金交付要綱第 条第1項各号をすべて満たすため

2. 減免を認めないもの

別添のとおり

(理由)

芸術文化公演再開緊急支援事業（兵庫県、神戸市、(公財)兵庫県芸術文化協会）

新型コロナウイルス感染症対策にかかる（施設名）

施設使用料減免（減額）報告書

No.

（施設名）館長 様

申請者住所

申請団体名・代表者名

申請者名

TEL

利用許可年月日	令和 2 年 月 日 第 号
日時	令和 2 年 月 日() 1 日・半日(AM・PM)・ 公演・練習
	令和 2 年 月 日() 1 日・半日(AM・PM)・ 公演・練習
	令和 2 年 月 日() 1 日・半日(AM・PM)・ 公演・練習
利用施設の名称	利用ホール (定員 名)
	利用人数 名
※来場者による大声での歓声、声援、歌唱等がないことを前提としうる公演については、必要な感染防止策を講じることで、収容率 100%以内とすることが可能です。	
事業名	
事業内容	
新型コロナウイルス感染症防止策 (公演主催者) 該当するものを チェック	「劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 感染症予防について来場者への周知 <input type="checkbox"/> 入場時の対応（発熱・咳等症状の確認、入場時の混雑緩和等） <input type="checkbox"/> 来場者（公演関係者含む）の氏名・連絡先の把握 <input type="checkbox"/> 会場内の予防策（マスク着用、会話抑制等） <input type="checkbox"/> 席の配置（舞台前から十分な距離（2 m）をとる） <input type="checkbox"/> その他必要な措置
施設確認欄	
注意事項	「芸術文化公演再開緊急支援事業（兵庫県、神戸市、兵庫県芸術文化協会）」の表示方法 <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> 会場内表示 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	

条例等の規定による額	本事業以外の事由による減免後の額	減免額	本人負担額

※虚偽の内容を記載した場合や、芸術文化公演再開緊急支援事業補助金要綱第 4 条第 1 項に定める減免対象を満たさなくなった場合は減免を取り消し、通常の施設使用料を請求します。

第 号
年 月 日

神戸市長 様

住 所
団体名
代表者 印

芸術文化公演再開緊急支援事業補助金交付申請書

みだしの事業を実施したいので、補助金 円を交付願いたく、下記
のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の開始予定年月日 年 月 日
事業の終了予定年月日 年 月 日
- 2 添付書類
 - (1) 芸術文化公演再開緊急支援事業 所要額調べ
 - (2) 芸術文化公演再開緊急支援事業 登録施設一覧
 - (3) 施設の会場座席数、舞台客席の図、施設使用料金を示す資料
 - (4) 施設で独自の減免基準がある場合はそれが記載された書類
 - (5) 施設の新型コロナウイルス他感染拡大予防ガイドライン又はこれに準ずる書類
 - (6) その他市長が定める書類

芸術文化公演再開緊急支援事業 登録施設一覧

市町名: _____
 担当課: _____
 担当者職・氏名: _____
 連絡先TEL: _____
 連絡先Eメール: _____

【対象施設の要件(①～④のいずれにも合致すること)】
 ①劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条※に規定する「劇場、音楽堂等」に合致する施設であること。
 ②固定された座席、舞台・ステージを設置していること。
 ③一般利用施設であること。
 ④ホール規模が収容人数100人規模以上であること。

※劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 第2条
 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするものをいう。
 2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

施設名 ※設置区分を右欄で選択 ※ホール別に記載	設置区分 市町立 民間立 県立	座席数	所在地	連絡先TEL	連絡先Eメール	施設ホームページ URL	要件に合致することを確認のうえ〇印			
							① 法第2条	② 固定の座 席・舞台	③ 一般利用	④ 100人規 模以上
1			〒							
2			〒							
3			〒							
4			〒							
5			〒							
6			〒							
7			〒							
8			〒							
9			〒							
10			〒							
11			〒							
12			〒							
13			〒							
14			〒							
15			〒							
16			〒							
17			〒							
18			〒							
19			〒							
20			〒							

神 文 文 交 第 号
年 月 日

様

神戸市長

芸術文化公演再開緊急支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあったみだしのことについて、金 円を下記の条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 貴団体は、事業実施要綱に従わなければならない。
- 2 貴団体は、本事業による減免等が「芸術文化公演再開緊急支援事業（兵庫県、神戸市、兵庫県芸術文化協会）」により実施されていることを施設利用者に周知すること。

神 文 文 交 第 号
年 月 日

様

神戸市長

芸術文化公演再開緊急支援事業補助金交付不決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあったみだしのことについて、不交付とすることに決定したので通知します。